

デジタルカメラ(一眼レフやミラーレス一眼等)を使用して、広報ひだかや市ホームページ等に掲載する写真をボランティアで撮影する市民カメラマンを募集します。

市内のイベントによく参加する人、写真を撮るのが好きな人など、皆さんの応募をお待ちしています。

※撮影後にデータおよび簡単な活動報告書を提出していただきます。



任期 4月1日～令和3年3月31日

対象 次の全ての条件を満たす人

- ①20歳以上の市民または連携協定を締結している大学の学生
- ②写真撮影に必要な機材を用意できる人
- ③主に土・日曜日および祝日に無償ボランティアで活動できる人

募集人数 5人程度

応募方法 応募用紙に必要事項を記入の上、自分で撮影した写真を添付して、2月28日(金)までに直接下記へ(市ホームページ「電子申請」からも応募可)

※応募用紙は右記または各公民館に備えてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

※後日面談等による選考を行います。

※撮影した写真の著作権は市に帰属します。

市民カメラマン活動写真展

本年度市民カメラマンとして活動している皆さんが撮影した写真を展示します。

ぜひご来場ください。

期間・場所

○2月3日(月)～7日(金)

生涯学習センター

○2月10日(月)～20日(木)

市役所1階ロビー

※各会場とも、最終日は午後5時までの展示となります。



問い合わせ 市政情報課市政情報担当

市税は、私たちが安心して暮らしていくための重要な役割を担っています。また、さまざまな公共サービスも納税者によって支えられています。このようなことから、市税の滞納は市の財政を圧迫し、公共サービスの提供に支障をきたすだけでなく、何よりも納期限内に納税している大多数の市民の皆さんとの公平性を欠くことになります。

このため、市では滞納処分を強化し、納税者に不公平が生じないように、厳正に対処します。



差し押さえの実施

市税および国民健康保険税の滞納者の預金や不動産などの差し押さえを実施し、未納の税に充当しています。平成30年度は411件の差し押さえをし、約1,750万円を未納の税に充当しました。

【差し押さえ財産(平成30年度)】

- 預金：360件
- その他債権(生命保険、出資金等)：29件
- 国税還付金：16件
- 不動産：4件
- 給与：2件

インターネット公売の実施

未納が続くと、差し押さえた財産を公売により売却し、売却代金を未納の税に充当します。本年度もインターネット公売を実施し、売却代金を未納の税に充当しています。

休日および夜間延長窓口の実施

広報ひだかや市ホームページ、催告書などで休日および夜間延長窓口の開設を周知し、納税相談および平日の金融機関などで納付が困難な人への納税機会を確保しています。

問い合わせ 収税課収税担当(1階⑪番窓口)